

2013年11月6日

No.179

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

先週の総務委員会での新藤義孝総務大臣の所信表明を受けての質疑が、11月5日に行われました。又市征治議員は自治体労働者の賃金削減問題、自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善問題、来年度の地方財政について大臣に見解を質しました。

## 賃金を削減しなかった自治体にペナルティーは科すべきではない



まず又市議員は、「約3割の自治体が給与を削減していない」と指摘し、「削減した自治体でも今回の施策には不快感を示している」と述べ、「給与を削減しなかった自治体にはペナルティーを科さないよう」に求めました。新藤大臣は、「給与減額を行わない団体に対し、制裁を目的とした措置を行うことは考えていない」と答弁しました。

また又市議員は、「今年度削減された給与関連経費の財源を、来年度は完全に復元するよう」に求めました。大臣は、「H26年の給与については現在関係閣僚で協議しているが、公務員給与は地域経済への影響も大きいとの指摘等もあるので、それらも踏まえて取り組んでいきたい」と答弁しました。

## 自治体における臨時・非常勤職員の処遇改善は喫緊の課題

又市議員は、「社会的に非正規労働者の正規化が求められるなか、自治体では正規職員が臨時・非常勤職員によって置き換えられるといった逆の現象が起きており、人件費も物件費として支出されている」と指摘し、この実態について大臣の見解を質しました。大臣は「多くの行政サービスを非正規職員が担っている」ことや、「正規を減らして、…非正規でとなっている」事実を認めながら、「それは自治体の判断である」と責任を回避しました。

さらに又市議員は、「6月13日の給与法改正案の採決にあたって、採択された『公務員の臨時・非常勤職員については制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう配慮すること』とした附帯決議がどのように活かされているか」質しました。大臣は、「様々な調査をやったり通知を出したりしてこの周知徹底に努めている」が、「まずは地方公共団体が自主的かつ責任を持って対応していただくものである」と、これも自治体に責任転嫁し、総務省としてはあくまで「現行法の適切な運用という観点から必要な助言は行う」ということで地方自治法の改正には後ろ向きの姿勢に終始しました。

## 来年度の地方交付税は今年と同額確保すべき

最後に又市議員は、「来年度の地方の一般財源総額、とりわけ地方交付税を今年度並みに確保すること」と、「地方交付税の算定替えにあたって合併特例の期限が切れる自治体の行政経費を十分に配慮するよう」に求めました。大臣は、「地方が安定的に財政運営が行えるよう、一般財源総額の確保に努めるとともに、平成の大合併以降の行政の需要について、地方交付税の算定に反映できるように工夫していく」と答弁しました。